

令和7年度青森県水防協議会 議事録

日 時 令和7年4月25日（金）13時30分～14時30分

会 場 青森県観光物産館アスパム4階 十和田

出席者（委員）

国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所長	大石 珠希
（代理出席 流域治水課長	久保田 篤）
青森地方気象台長	齊藤 重隆
青森県県土整備部長	古市 秀徳
（代理出席 県土整備部理事	米田 均）
青森県危機管理局長	豊島 信幸
（代理出席 危機管理局次長	佐藤 広之）
青森県警察本部長	小野寺 健一
（代理出席 警備第二課災害対策室長	中田 真貴）
陸上自衛隊第9師団長	藤岡 史生
（代理出席 第9師団第3部防衛班長	高垣 叙也）
東日本電信電話株式会社 青森支店長	磯崎 崇
（代理出席 青森災害対策室長	米塚 謙治）
東北電力株式会社 執行役員青森支店長	下屋敷 聡
日本放送協会青森放送局コンテンツセンター副部長	小澤 優子
青森県幼少年女性防火委員会 女性防火部会長	鈴木 美香

（事務局）

農村整備課、漁港漁場整備課、監理課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、防災危機管理課

内 容

1. 開会

【司会】

ただ今から、令和7年度青森県水防協議会を開催いたします。

皆様、本日は御多用中のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の司会を担当いたします八木橋でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに会長からの挨拶がございます。会長の宮下知事は本日所要のため欠席しており、

県土整備部米田理事が代読いたします。

2. 会長あいさつ

【県土整備部理事代読】

委員の皆様には、御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、防災対策の推進をはじめ、県行政全般にわたり、御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。さて、近年、全国各地で豪雨災害が激甚化・頻発化しております。東北では昨年七月に秋田県と山形県を中心に、記録的な大雨となり、雄物川(おものがわ)や最上(もがみ)川(がわ)が氾濫するなど大きな被害が生じました。昨年度の本県におきましては、東北の太平洋側から上陸した台風第五号の接近に伴い、線状降水帯の半日前(はんにちまえ)予測(よそく)が発表されました。幸いにも、本県では線状降水帯の発生には至りませんでした。令和三年から三年連続で記録的大雨による被害が生じております。今後も気候変動の影響により、水(みず)災害(さいがい)が激甚化・頻発化することが懸念されており、県民の命を守るため、より実効性のある備えがますます重要となっております。

こうしたことから、県では、『青森県基本計画「青森新時代」への架け橋』の中で、「安全・安心な県土づくりを推進する社会基盤の整備」を政策の一つとして位置付け、流域のあらゆる関係者と連携し、ハード・ソフト一体となった「流域治水」による事前防災対策を推進しています。ハード対策としては、令和三年度から実施している「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」により、人命・財産の被害を防止・最小化するための対策を集

中的に講じているところです。また、ソフト対策として、水害リスク情報の空白域を解消するため、令和三年に改正された水防法に基づき、新たに指定対象となった河川のうち五十五河川について洪水浸水想定区域を指定したところです。本日お諮(はか)りする令和七年度青森県水防計画書(案)は、水防法の定めるところにより、洪水や津波、高潮等による災害を防ぎ、その被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として策定するものです。委員の皆様には、忌憚(きたん)のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和七年四月二十五日 青森県水防協議会会長

青森県知事 宮下 宗一郎

3. 各委員の御紹介

<省略>

4. 令和7年度青森県水防計画(案)審議

【司会】

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。議長については、青森県附属機関に関する条例第六条第二項の規定に基づき、会長が議長となることになっておりますが、所用により会長欠席のため、代理としまして県土整備部理事に、議長をお願いいたします。

【議長】

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。令和七年度青森県水防計画(案)について、説明をお願いします。最初に、河川砂防課からお願いします。

【事務局】

河川砂防課長の今井と申します。

私から、事前に委員皆様にお渡ししている令和7年度水防計画書（案）について、（はじめてこの水防協議会に出席している方もいらっしゃると思いますので）計画書（案）に沿って、全体の構成・概要と、河川砂防課所管分の修正事項などについて、ご説明いたします。全体をとおしての修正事項として、県では令和7年度より組織体制の見直しにより、地域県民局を廃止し、出先機関の名称を変更しておりますので、計画書の該当箇所が変更となっております。それでは表紙をめくって、水防計画書の目次をご覧ください。水防計画書は、全体として第1章から第9章までの構成となっています。

第1章は「総則」、第2章「水防組織と水防体制」、3章「気象情報及び水防情報等の連絡」、第4章「水防施設」、第5章「雨量、水位及び潮位」、第6章「重要水防箇所」、第7章「浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」、第8章「法令規則等」について記載しています。第9章は「資料編」となっております。

まず、「第1章 総則」です。3ページをお開きください。

最初に「第1節（水防計画の）目的」、3ページから5ページにかけて第2節として、水防計画内で使用する「用語の定義」を記載しています。変更点として、洪水浸水想定区域の対象となる河川について、「洪水による災害の発生を警戒すべき河川」という一文を追加しております。続いて、6ページから8ページにかけて、第3節として「水防に関係する各主体の、水防法等に規定されている責任及び義務」、第4節「津波における留意事項」と続き、最後に第5節「安全配慮」で「（水防活動時の）水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項」を記載しています。次に、9ページからの第2章をご覧ください。第2章は「水防組織と水防体制」です。11ページ第1節は「国における水防組織」を記載しております。続いて、13ページからの第2節は「県における水防組織と水防体制」です。図に示すように、県では、県内の水防管理団体が行う水防の統括・連絡を図るために、知事を本部長とする水防本部を設置しています。また、1枚めくっていただいて15ページには、水防本部のもと、各県土整備事務所に県土整備事務所長を支部長とした水防支部の体制を記載し

ています。続いて16ページは、県の水防体制、水防指令についてです。県では、大雨などにより河川の水位が上昇し、基準水位に達したとき、又は、水防警報等を発(はつ)する必要があるときには、水防本部長である知事、または水防支部長である各県土整備事務所長の発(はつ)する水防指令により、中段に示した表のとおり、水防配備体制をとることとしています。17ページは、水防指令の伝達系統図です。伝達系統図の右上に記載されている「水防管理団体」である市町村には、各県土整備事務所等から伝達されることになります。変更点として、系統図の各出先機関の名称変更、一部組織体制の修正を行っています。続いて18ページからは、第3節として「水防管理団体(＝市町村)の水防組織と水防体制」について記載しています。一枚めくって20ページをお開きください。20ページから21ページにかけて、指定水防管理団体の水防要員について記載しています。この指定水防管理団体は、水防法第4条に基づき、水防上公共の安全に重大な関係があるものとして県が指定した団体であり、令和7年1月現在では、21ページ表下段に記載のとおり、32団体、水防要員は14,904人です。(昨年から472人減となっています。)22ページをお開きください。非指定水防管理団体の水防要員について記載しています。非指定水防管理団体は、表下段に記載のとおり、8団体、水防要員は1,263人となっています。(昨年から6人増となっています。)続いて、23ページ下段第4節では、法定協議会である「大規模氾濫減災協議会」について記載しています。国は「岩木川」「馬淵川」「高瀬川」の3つの協議会、県は「青森圏域」「三八・上北圏域」「西北圏域」「むつ圏域」の4つの協議会があり、ホームページアドレスをそれぞれ記載しています。続いて、24ページから26ページにかけて、第5節として、平常時、出水時などの具体的な「水防活動」について記載しています。また、29ページから30ページにかけて、第6節 河川管理者の「協力及び援助」ということで、水位情報の提供やホットライン等について、31ページ第7節には、「費用負担と公用負担」について記載しています。この辺については、特に変更はございません。続きまして、33ページの第3章をご覧ください。第3章では、「気象情報及び水防情報等の連絡」について記載しています。35ページをお開きください。第1節として「気象庁が発表又は伝達する注意報・警報・特別警報」の種類及びその発表基準について記載しています。次の

36 ページから 44 ページは、青森地方気象台が発表する大雨、洪水、高潮の注意報や警報について、市町村別の発表基準となっており、一部数値と基準を更新しております。また 45 ページから 47 ページには、津波に関する警報・注意報等の種類及び発表基準を記載しています。発表される津波警報等の種類に応じた、「想定される被害と取るべき行動」を追加しているほか、一部注釈を追加しています。続いて 48 ページをお開きください。「気象警報等の伝達」について記載しています。気象警報等は、青森地方気象台から関係機関に「防災情報提供システム」等により情報提供されるとともに、県の防災危機管理課から、県の各機関及び水防管理団体等へ通知する仕組みとなっております。続いて、49 ページをご覧ください。第2節「水防警報」です。水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生する恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものです。「国土交通省が行う水防警報」の種類・内容・発表基準について、中程の表に記載しています。50 ページをご覧ください。国では、上段の表に示す岩木川など計7河川を、水防警報を行う河川に指定しており、その区間や発表基準水位等を記載しています。51 ページから 53 ページは、伝達系統図となります。変更点として、高瀬川河川事務所の連絡先を更新、各出先機関の名称を変更しています。続いて 54 ページから「県が行う水防警報」について記載しています。水防警報の種類・内容・発表基準は国と同様です。県が水防警報を行う河川は、次の 55 ページから 58 ページの表に記載しているとおり、岩木川水系浪岡川をはじめとする 38 河川となっております。続く 59 ページから 60 ページは、この 38 河川の水防警報の発表基準水位を記載しています。続く 61 ページから 62 ページには、水防警報の連絡系統図、発表文の例を記載しています。17 ページと同様に、各出先機関の名称を変更しております。63 ページ、第3節「指定河川洪水予報」をご覧ください。この洪水予報とは、洪水により相当の損害が生じる恐れがあるものとして、国又は県が指定した河川について、洪水の恐れがあると認められる時に、気象台と共同して、水位などの情報を水防管理者等に通知するものです。64 ページをお開きください。国土交通省所管では、岩木川をはじめとする 4 河川で洪水予報を行っています。下段の表には、それぞれの河川の洪水予報を発表する基準水位を記載しております。65 ページから 67 ページにかけては、それぞれの洪水予報河川での洪水予報

伝達系統図、68ページから81ページにかけては、洪水予報発表形式を記載しております。変更点として、伝達系統図における出先機関の名称変更、高瀬川洪水予報伝達系統図の更新、新洪水予報運用に伴う洪水予報発表形式イメージの更新を行っています。皆様にお渡ししております水防計画書（案）では65ページから81ページにかけて、旧洪水予報発表形式を掲載しておりますが、最終版では資料1のとおり新洪水予報の発表形式へ変更いたします。続いて82ページをお開きください。ここからは県の洪水予報について記載しております。82ページ、83ページは、県が洪水予報を行う堤川など計5河川について、洪水予報の実施区域及び発表基準水位等について記載しており、84ページから87ページにかけて、それぞれの河川における洪水予報伝達系統図、88ページから95ページにかけては、洪水予報発表形式となっております。今年度の変更点として、洪水予報伝達系統図における出先機関の名称変更、新洪水予報運用に伴い洪水予報発表形式イメージが変更となりました。皆様にお渡ししております水防計画書（案）では84ページから95ページにかけて、旧洪水予報の伝達系統図、発表形式を掲載しておりますが、最終版では資料2のとおり新洪水予報の発表形式へ変更いたします。続いて、96ページ 第4節「水位周知河川と水位到達情報の周知」をお願いします。水位周知河川とは、先程説明しました洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずる河川として、国または県が指定した河川を言います。避難の目安となる水位を設定し、水位が達したときは、水防管理者への通知、報道機関等によって一般住民へ周知することとなります。このページの下段には、（浅瀬石川のみとなりますが）国指定の水位周知河川について、水位情報の通知等を行う区間及び発表基準水位、97ページは水位到達情報伝達系統図を記載しております。皆様にお渡ししております水防計画書（案）では97ページの水位到達情報系統図、98ページの水位到達情報文は旧様式を掲載しておりますが、最終版では資料3のとおり新様式へ変更いたします。99ページから101ページにかけては、県が指定している水位周知河川として、浪岡川を初めとする34河川について、水位情報の通知等を行う区間、及び、発表基準水位を記載しています。102ページは、県水位周知河川の水位到達情報伝達系統図、103ページから104ページは、県から関係機関への水位到達情報伝達文を記載しています。変更点として、水

位到達情報伝達系統図において各出先機関の名称の変更、「青森県氾濫危険情報伝達系統図」の記載の削除、水位到達情報伝達文の発出元を「〇〇地域県民局地域整備部」から「〇〇県土整備事務所」へ変更しています。続いて、105ページ第5節「津波に関する水防警報」となります。105ページから107ページにかけて、津波警報等の概要、津波情報などの説明を記載しています。108ページからは、第6節として「ダム放流に伴う通報」となります。108ページ・109ページは国土交通省が管理する津軽ダムと浅瀬石川(あせいしがわ)ダムの通報系統図を、次の折り畳みとなっている111ページ・112ページは県土整備部が所管する9ダム、113ページ・114ページは県農林水産部が所管する防災9ダム、115ページ・116ページは同じく県農林水産部が所管する利水6ダムについての放流に伴う情報伝達について記載しています。変更点として、108ページから116ページに記載されている県出先機関の名称変更、111・112ページの五所川原消防署、小泊消防署様の名称を変更、113・114ページの夏坂ダム・花木ダムにおける放流の際の通報先として三戸町役場、南部町役場を追加いたしました。続いて117ページをお開きください。117ページから118ページは、十川筋排水調整について記載しております。変更点として、県出先機関の名称を修正しております。続いて119ページをお開きください。119ページから133ページにかけては、水防用務連絡表を記載しております。変更点として、有線設備等設置機関の名称、電話番号の追加・削除、一部関係機関の防災情報ネットワークの電話番号の追加・削除の他、非常時通信連絡名や電話番号、住所の更新を行っております。続いて135ページの第4章「水防施設」に移ります。国、県及び水防管理団体が管理する水防施設について記載しています。137ページから148ページにかけて、水防倉庫の資器材備蓄基準、及び、県、水防管理団体、国の水防倉庫の所在地と、令和7年1月現在の資器材備蓄状況を記載しています。149ページから150ページにかけては、水防区域内の商店・資材業者等が保有している令和7年1月現在の、水防資器材備蓄状況を記載しております。151ページから153ページにかけては、水防用土取場調書となっております。水防等で使用する土取場の所在地および調達可能数量を、それぞれ令和7年1月現在のものを記載しております。155ページ第5章「雨量、水位及び潮位」に移ります。15

7 ページから 179 ページにかけて、第1節では、国土交通省、青森地方気象台、県及び東北電力が所管する「雨量観測所」などについて記載しています。それぞれ令和7年1月現在に更新、修正しております。続く180ページから197ページは、第2節「水位の通報と観測所」として、国土交通省、県が所管する水位観測所について記載しています。こちら
も、令和7年1月現在に更新しております。なお、これらの観測所の位置図は、第9章の資料編に掲載しております。その他、198ページ・199ページにかけては、国の潮位観測所について、200ページから202ページには、県、国が設置している危機管理型水位計について記載しています。こちら
も、令和7年1月現在で更新しております。203ページ第5節「雨量、水位等の公表」をお開きください。現在、国や県が一般に情報提供している、雨量情報等を閲覧するためのウェブサイトのアドレス等を記載しています。青森県河川砂防課では、雨量、水位情報に加え、ダム情報などを一括提供する「青森県河川砂防情報提供システム」を、平成23年3月から運用しています。また、「洪水お知らせメール」というサービスも行っております。続きまして205ページからの第6章「重要水防箇所」に移ります。207ページをお開きください。県では、表に掲げるとおり、水防活動時に注意すべき箇所（重要水防箇所）について「水防上最も重要な区間」をA、「水防上重要な区間」をBとして区分し、208ページから220ページまで示すように、県土整備事務所毎に重要水防箇所を設定しています。第9章の資料編に位置図を掲載しております。また、国管理河川においても、221ページ及び222ページに示すように、重要水防箇所を設定しています。こちらは令和6年7月現在で更新しております。223ページは、農林水産事務所別ため池内訳について記載しており、令和6年3月末現在で更新しています。続いて225ページの第7章「浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」に移ります。まず227ページと228ページに、国及び県の洪水浸水想定区域と高潮浸水想定区域の指定状況について、公表年月日、公表しているウェブサイトのアドレス等について記載しています。県管理河川の公表状況につきましては、皆様にお渡ししている水防計画書（案）では令和7年1月時点となっております。最終版では資料4に記載されている令和7年2月28日に公表した浸水想定区域を追加した一覧表へ変更いたします。230ペ

ージは、第2節「津波対応」について記載しています。続いて233ページから第8章「法令規則等」には、水防法、気象業務法などの法令規則や、水防工法の種類、水防活動実施報告書等について記載しています。詳細については省略させていただきますが、265ページの気象業務法、275ページの河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルについて、改正に伴い更新しています。最後、327ページからの第9章は、先程も説明しましたが、資料編ということで、雨量計・水位計の位置図や、重要水防箇所的位置図が掲載されています。以上が、私からの水防計画書の概要と主な修正点です。長い説明となり失礼いたしました。

【議長】

ありがとうございます。次に農村整備課からお願いいたします。

【事務局】

農林水産部農村整備課の駒井と申します。よろしくお願いします。それでは、農村整備課に関係する部分について、御説明いたします。17ページをお開きください。水防指令伝達系統における農村整備課の位置付けは、「農村整備防災班」として、「河川砂防防災班」から通知を受けて、各農林水産事務所への通知や情報の収集などを行います。また、当課内に「農村整備防災班本部」を設けて、「災害対策担当」、「防災ダム担当」、「利水ダム担当」及び「排水状況連絡担当」の4つの担当を設けて、それぞれの業務にあたることとしています。

なお、各農林水産事務所においても、農林水産事務所長を本部長とする水防体制を組織し、洪水などの発生時には、当課と連絡を取りながら情報を共有することとしています。次に、113～114ページをお開きください。農林水産部所管のダムの放流に伴う通報系統について、御説明いたします。当部では、113から114ページに記載している防災ダム9か所、115から116ページに記載している利水ダム6か所の合計15か所のダムを所管し、各農林水産事務所において管理しています。ダムからの放流により下流の流況に著しい変化が生じると判断した際は、放流前に警報サイレンやスピーカーなどを用いて、周辺住民に注意や警戒を促すとともに、関係市町村や警察署、消防署、河川管理者などに速やかに通知する体制をとつ

ています。次に、223 ページをお開きください。農業用ため池の防災・減災対策について、御説明いたします。県内の農業用ため池は、令和6年3月末現在で1,663 か所あり、のうち、決壊した場合に人家、学校や病院などの公共施設への浸水が想定されるため池、防災重点農業用ため池と言いますが、384 か所あります。これらのため池については、日常の見回りや定期点検などの管理、地域住民の防災意識向上に向けた取組など、ソフト対策を推進していくほか、地震や豪雨への安全性を調査し、対策が必要であると評価したため池については、市町村などとも協議をした上で、国の補助事業を活用した防災工事に着手していくこととしています。農村整備課に関係する部分の説明は、以上です。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

【事務局】

河川砂防課企画防災グループの栗生です。

令和7年度 水防計画書（案）について、事前に委員の方よりご意見等をいただいておりますので、説明させていただきます。まず、県防災危機管理課からの意見です。水防計画書 p30 4. 自衛隊の派遣要請についてです。なお書き以降の（自衛隊の関係部局の長）という表記を（指定部隊等の長）に修正いただきたいとのことですので、そのとおり修正いたします。続いて、東日本電信電話株式会社さまからのご意見です。一つ目は 水防計画書 P65 から p67 （3）洪水予報伝達系統図（国交省）についてです。「NTT 五反田センタ」という表記を「NTT 東日本又は NTT 西日本」に修正いただきたいことですので、そのとりに修正いたします。二つ目は 水防計画書 P84 から p87 （3）洪水予報伝達系統図（県）についてです。「NTT 東日本」という表記を「NTT 東日本又は NTT 西日本」に修正いただきたいことですので、そのとりに修正いたします。

事前にいただいたご意見は以上となります。

【議長】

ほかに、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

【委員】

グラフの文字の色についてです。黄色は映えやすい色だと思いますが、文字にすると非常に見づらい。なので、この氾濫注意水位の何メートルなのかという部分を黄色ではなく別の色に変えとか工夫をすると視覚的に見えやすくなるのかなと思いましたので、ご検討いただければと思います。

【事務局】

はい、ありがとうございます。現在、システムを改築していきまして、黄色に近い色にはなるとはありますが、パッと見てわかりやすいように修正をしていきたいと思っています。

【議長】

ほかに、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

（質問、意見なし）

御質問、御意見が無いようですので、令和7年度青森県水防計画案については、原案通りとして、御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

御異議がないようですので、本計画案を承認することといたします。

その他、河川砂防課から情報提供がございます。

河川砂防課からお願いします。

【事務局】

河川砂防課から1点、「ワンコイン浸水センサの実証実験」について、情報提供させていただきます。(1 ページ目をご覧ください。) 近年、大雨による浸水被害や河川の氾濫が頻発しておりまして、浸水の状況をいち早く把握して、迅速な災害対策を行うことが重要となっております。そのため、リアルタイムに浸水状況を把握する仕組みの構築に向けて、民間企業等、国や自治体などの色々な関係者がセンサを設置して、センサの特性や情報共有の有効性等を検証しています。県内では、令和5年度に鱒ヶ沢町、令和6年度に、むつ市、南部町で実証実験を開始しています。(2 ページ目です。) システム画面になります。センサ自体は小さなもので、左の写真の状況で設置されています。また右の図のように、このセンサの位置は地図上で確認でき、センサが水につかると、赤色に変わります。(3 ページ目です。) 昨年度、実証実験の状況で、秋田県や埼玉県では、排水ポンプ設置のタイミングや、道路の通行可否の判断に浸水センサを活用しております。この浸水センサは、設置時自体が了解したものについて、昨年11月より一般に公表されており、県内ではむつ市の状況が公開されております。情報提供は以上になります。

【議長】

はい、ありがとうございます。

情報提供について、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議等は全て終了いたしました。

どうもありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年度青森県水防協議会を閉会いたします。

本日は御出席いただき、誠にありがとうございました。